

# ハローワーク神戸 専門援助第一部門 主任就職促進指導官が思う 「障害者の採用選考について」

はじめに

ハローワーク神戸 専門援助第一部門 主任就職促進指導官の陸井（くがい）と申します。障害者雇用の支援という内容で4回にわたりまして記事を書かせていただいております。初回ではハローワークを通じた障害者雇用の支援についてご説明しました。今回で2回目となります。企業の採用担当者から受け取ることが多いご質問として、「障害者に対する採用選考はどのように行ったらよいですか？」というものがあります。そのため、今回は「障害者の採用選考」というテーマでお書きしたいと思います。

障害者に対する採用選考において考えなければならないことは2つあります。一つ目は採用選考時及び雇い入れ後における合理的配慮、二つ目は採用選考の基準です。合理的配慮とは、障害者雇用促進法で義務付けられており、個々の障害者と丁寧に相談し、障害の特性に応じて職場環境や支援の体制を整えることです。

雇い入れ後の合理的配慮も、採用選考時に予め確認しておく必要があります。順番にお話ししたいと思います。

## 1. 合理的配慮について

### (1) 採用選考時

一言で障害といっても様々な種類や特性があります。例えば聴覚障害者の場合、手話、筆談、口話という会話以外の方法により面接時の質問及び回答を行うこととなります。知的障害者、精神障害者の中には、作業能力が高くても人とのコミュニケーションがうまく取れない方がいらっしゃいますので、支援機関の支援員に同席してもらい、質問の受け答えを補佐してもらう必要があります。車いす利用者の場合、面接会場はエレベーター・スロープの設備があって、移動が可能であることが必要です。

障害者雇用促進法によれば、選考時の合理的配慮については、応募する障害者から申し出ていただくことが必要となります。



## (2) 履い入れ後

障害が原因で作業能力に制限がある場合、社内で配属できる部署、業務内容を検討する必要があります。例えば事務職の場合、コミュニケーション能力に制限があれば、窓口や電話応対を除いたパソコン操作や書類の整理・確認の部分を担当していただく方法もあります。

医療機関への通院や服薬を行う場合は、勤務日や勤務時間への配慮が必要です。肢体不自由の場合、公共交通機関を使用できるか、トイレは洋式や障害者用が必要かなどを確認する必要があります。

これらは採用後に丁寧に相談しなければなりませんが、予め採用選考時にご本人の了解を得て可能な範囲で確認しておくと、安心して採用へ向けた検討を進めることができます。採用選考時の合理的配慮とともに、応募書類の中に予め記載を依頼するのも一つの方法です。

## 2. 採用選考の基準について

### (1) 障害も特質のひとつ

障害者のために何か特別な採用選考基準があるのかと言うと、基本的にはないと言っても過言ではないと考えます。なぜなら、障害も男女や年齢と同じようにその人の持つ特質のひとつであり、その職業に要求される能力・適性と直接関係があるとは限らないからです。障害そのものではなく、応募してきたその人も職業能力や職業適性を見ることが必要ではないでしょうか。

勿論、障害の特性が原因で作業能力が制限される場合があります。その場合、この度募集した職種における業務内容との関係で影響があるのか、影響があるのであれば受け入れができる作業部分があるかどうか検討する必要があります。

### (2) 公正な採用選考

厚生労働省が推進する施策において、公正な採用選考というテーマがあります。これは沿革としては、従来同和問題の解決に向けて就職差別をなくすための施策ですが、障害者の採用選考でもその理念が当てはまります。ポイントは、①できるだけ幅広く応募の門戸を広げる。②業務内容との関係で求められる能力・適性に基づき判断するということです。

①の門戸を広げるという趣旨からすれば、「障害者だから」という理由で応募を受け付けないことは、障害者雇用促進法が禁止する障害者差別になります。レッテルを貼って仕事とは関係が無い部分で障害者を排除しているからです。

また身体障害者のみ応募を受け付けるという方法は、障害者そのものを排除しているわけではありませんが、広く門戸を広げるという公正な採用選考の趣旨に反すると言えます。最初から門戸を狭めることは、障害者の就職への機会を制限するのみならず、企業側にとっても優秀な人材を獲得するチャンスをみすみす逃すことにならないでしょうか。

②の能力・適性の部分では、障害の特性によりどのような作業能力が制限されているのか、またされていないのかを、募集した職種の業務内容に照らし合わせて適正に判断することが求められます。

例えば、左腕が切断されたために右手の感覚が器用になったと言う楽器製作職人がいます。障害が原因で他の部位において能力が高まるケースもあるのです。



### おわりに

随分前になりますが、厚生労働省が作成した高齢者の雇用促進を啓発するポスターで、当時ベテランのプロ野球選手として活躍したロッテの村田兆治投手が、「年齢ではなく私を見て下さい」と訴えるものがありました。本題に照らせば、「障害ではなく私を見て下さい」ということになるでしょう。

## ハローワーク神戸（神戸公共職業安定所）

〒650-0025 神戸市中央区相生町1丁目3番1号

Tel 078-362-8609 (代表)

Fax 078-362-4582

ハローワーク神戸からのお知らせ



ハローワーク神戸  
HP QRコード

